

令和 8 年度年末たすけあい募金

事業配分の手引き

緊急的に食料や生活物品等の支援を必要とされている方や、社会的孤立状態にあり支援を必要としている方等、地域で暮らす誰もが、安心して地域生活を過ごすことができるように、年末たすけあい募金の一部を『神奈川区民のみなさんが自主的に企画し参画する福祉事業』へ配分します。

<配分対象期間>

【A 期間】令和 8 年 10 月 1 日（木）～令和 9 年 3 月 31 日（水）

【B 期間】令和 9 年 4 月 1 日（木）～令和 9 年 9 月 30 日（木）

<申込期間> いずれも土日祝を除く 9:00～17:00 とさせていただきます。

【A 期間に実施する事業】令和 8 年 8 月 3 日（月）～31 日（月）

【B 期間に実施する事業】令和 9 年 2 月 1 日（月）～26 日（金）

1 対象となる団体

（1）地域団体

地区社会福祉協議会 / 地区民生委員児童委員協議会 / 地区連合町内会 / 単位町内会

1. 同一の地区連合のエリア内で申込むことのできる事業数は、【A 期間】【B 期間】合わせて 5 事業までとします。また、【A 期間】に実施予定だった事業の【B 期間】への変更は可能です。
2. 地区連合エリア内でのとりまとめは地区社会福祉協議会で行ってください。

（2）福祉団体

障害当事者団体 / ボランティア団体 / 障害者地域活動ホーム / 地域活動支援センター作業所型 / 障害福祉サービス事業所 / 中途障害者地域活動センター / 障害者グループホーム

1. 神奈川区内を中心に活動している福祉団体が対象です。法人は、社会福祉法人または特定非営利活動法人(一般・認定・指定)もしくは一般・公益社団法人(作業所・グループホームを運営している団体に限る)が対象となります。
2. 申込は 1 団体につき 1 事業です。共催の場合は代表団体が申請してください。
3. 親子サークルや老人会、趣味サークル、同好会等が行う「主に自助を目的とする事業(自主事業)」 「介護予防事業」は対象外とします(ただし、障害当事者の自主活動は対象とします)。
4. ボランティア団体で、区社協ふれあい助成金(要援護者支援区分)の助成を受けている団体が別の単発事業を申請する場合、申請上限額は基準の 80%以内となります。ただし、同じ事業での申請はできません。
5. この分野における「ボランティア団体」とは、自治会町内会に加入している世帯、特定のマンション住民、団体の会員に限定せず、幅広く参加を募る事業・取組を行う団体のことを指します。

2 対象となる事業

本制度を活用して実施する事業については、団体入会・登録の有無や居住エリアを問わず、幅広く参加できる事業となるようご配慮下さい。

分野1 高齢者支援事業

参加者のうち1/3以上が65歳以上の高齢者であること。

分野2 児童支援事業

参加者のうち1/3以上が18歳以下の児童であること。

分野3 障害児・者支援事業

参加者のうち1/5以上が障害児・者であること。

※地域団体及び福祉団体（家族会含む障害当事者団体・ボランティア団体）が実施する事業が対象となります。

※地域活動ホームや地域活動支援センター作業所型、障害福祉サービス事業所、中途障害者地域活動センター等が主催する場合は、**財源のすべてが自主財源で充当される事業のみを対象とし、法律や条例等に基づく事業、報酬の対象となる事業、委託料や補助金が財源となっている事業は対象外とします。**

分野4 福祉施設と多くの住民が参加する地域福祉交流事業

福祉施設と世代を超えた多くの住民が参加する行事であること。

※この分野のみ重複申込できません。

※地域団体が主催する場合は、高齢者福祉施設や障害者福祉施設、幼稚園を含む児童福祉施設、学校教育法上の学校、その他これらに準じる福祉施設との連携・協働が必要です。

ただし、会場利用のみの場合は対象外とします。対象となるか判断が難しい場合、事前にご相談ください。

※障害者地域活動ホームや地域活動支援センター作業所型、障害福祉サービス事業所、中途障害者地域活動センター、障害者グループホームが主催する場合は、地域住民やボランティアの参加が必要です。

<他の助成金との重複等に係る注意点>

1. 同一事業について、神奈川区社協ふれあい助成金の併用はできません。
2. 県共同募金会からの配分等を受けている事業は対象外です。
3. 横浜市社協の福祉バスを利用する事業は対象外です。

<事業に関する注意点>

1. 申請事業の内容、日程及び会場、主たる対象者が同一（または著しく類似）の場合は同一事業とみなします。この場合、同じ申請団体が事業を分けて申請することはできません。
また複数の団体による申請は共催とみなし、代表団体のみ申請が可能です。
2. 福祉まつりのように複数の運営団体がブースを出すイベントの場合、ブース（運営団体）ごとに申請することはできません。
3. 会場が異なる申請であっても、第二会場（サブ会場）として使用する場合は同一とみなします。

<「実行委員会」形式での申請における注意点>

- ・複数の団体が参加することで一つの事業主体を組織する「実行委員会」等の形式での申請については、横浜市指定管理者制度における指定管理者等が代表者や連絡先、会計担当者になることはできません。
- ・自主財源に委託料や指定管理費を充てることはできません。
- ・領収書の宛名は当該実行委員会名でなければなりません。

3 配分金額の基準と上限

- 配分申込額の上限は配分基準表（下表）に基づきます。
- 総予算額に対して **20%以上の自主財源が必要**です。
- 配分申込額は千円未満を切り捨ててください。
- ボランティア団体で、区社協ふれあい助成金(要援護者支援区分)の助成を受けている団体が区社協ふれあい助成金事業とは別の事業を申請する場合、申請上限額は下記基準の 80%以内とします。
例：分野 1 で 10～30 名の対象者数の事業を申請する場合→ $30,000 \text{ 円} \times 0.8 = 24,000 \text{ 円}$
※ふれあい助成金の助成を受けた事業と同一の事業での申請はできません。〈再掲〉
- **事業実施時の人数が申請時の対象人数を下回った場合は、配分金を減額する場合があります。**
- **担い手を対象者にカウントすることはできません。**

【分野 1】高齢者支援事業 (65 歳以上の高齢者を対象とした事業)	
対象者数 (名)	申込上限額
10～30	30,000 円
31～50	50,000 円
51～80	80,000 円
81 以上	100,000 円

【分野 2】児童支援事業 (18 歳以下の児童を対象とした事業)	
対象者数 (名)	申込上限額
10～30	30,000 円
31～50	50,000 円
51～80	80,000 円
81 以上	100,000 円

【分野 3】障害児・者支援事業 (障害児・者を対象とした事業)	
対象者数 (名)	申込上限額
5～10	30,000 円
11～20	50,000 円
21～30	80,000 円
31 以上	100,000 円

【分野 4】施設と多くの住民が参加する地域福祉交流事業	
対象者数 (名)	申込上限額
50～100	30,000 円
101～200	50,000 円
201～300	80,000 円
301～400	100,000 円
401 以上	150,000 円

<重複申込について>

【分野 1】～【分野 3】の複数分野を対象にして行う事業の場合、申込金額上限は、分野ごとの申込上限金額の合計(2つまでの分野を選択)の **80%以内**となります。

ただし、【分野 4】施設と多くの住民が参加する地域福祉交流事業は、他の分野との重複申込はできません。

(例) 【分野 1】と【分野 3】の重複申込の場合

高齢者が 30 名→申込上限額は 30,000 円【分野 1】

障害者が 11 名→申込上限額は 50,000 円【分野 3】

(【分野 1】30,000 円+【分野 3】50,000 円)×80%=64,000 円(実際の申込額の上限)

4 配分予算額（総予算額）

予算総額：8,000,000 円（地域団体 6,700,000 円 / 福祉団体 1,300,000 円）

A・B それぞれの期間における申込総額が、当該期間の配分予算額を超えた場合、各団体への実際の配分額が申込金額を下回る場合があります。

5 配分の流れ（申込～配分）



<1. 申込>

【受付期間】

<A 期間に実施する事業> 令和8年8月3日（月）～31日（月）

<B 期間に実施する事業> 令和9年2月1日（月）～26日（金）

※いずれも土日祝を除く 9:00～17:00 とさせていただきます。

【受付方法】

郵送または窓口での提出

※ご提出いただいた書類に不備があった場合には、修正等のために窓口にお越しいただくことがあります。

※窓口での提出を希望される場合は、事前にご連絡ください。

【提出書類】

配分申込書（様式 1-1）、収支予算（様式 1-2）

※地域団体が申込む場合は、**地区社協会長の署名または記名押印**が必要となります。

<2. 審査>

助成金総合審査委員会にて、配分の可否や配分予定額等について決定します。

<3. 配分通知>

A 期間に実施する事業：10 月上旬までに申込団体全てに審査結果を文書にて通知します。

B 期間に実施する事業：4 月上旬までに申込団体全てに審査結果を文書にて通知します。

<4. 事業の変更等>

- やむを得ない事情により事業内容等に変更が生じた場合は、速やかに事務局までご連絡ください。
- **先に申請した内容の一部を変更等した場合には「内容変更届」をご提出ください。**
- **【A 期間】に実施を予定していた事業を【B 期間】に変更する場合も、「内容変更届」にて「実施日」の変更を行ってください。**
- 天候等により行事を中止する場合でも、準備のために必要経費を支出した場合には、助成の対象となることがありますので、ご相談ください。
- 事業実施時の人数が、申請時の対象人数を下回った場合は、配分金を減額する場合があります。
〈再掲〉

なお、予算の未使用分は次年度の財源として活用します。財源確保にご協力ください。

< 5. 配分方法 >

1. 事業終了後、1か月以内に次の書類・帳票を提出してください。窓口でご提出いただく場合、電話で事前にご予約ください。
提出書類：事業報告書（様式 2-1）・収支決算書（様式 2-2）/配分請求書（様式 3）/通帳コピー（表紙と表紙のウラ）/開催事業のチラシと**当日の様子が見える写真（データ提出可）**
確認帳票：収支報告書に対応する領収証（原本）※領収証は確認後、お返しします
2. **毎月 15 日を報告書の締日とし、当該締日の属する月の末日までに配分金を振込みます。**

6 注意事項

1. 申込内容によっては配分できない場合があります。
2. 申込書や報告書類に不実の内容が記載されている、手引きの内容が遵守されていないなどの場合は、配分額の減額や配分取消を行う場合があります（交付済の場合、返還していただきます）。
3. 報告書類は精査し、対象事業及び配分基準に準じた対象経費を確認させていただきます。
4. 配分金額は千円以下切り捨てとなります。
5. 総予算額に対して **20%以上の自主財源が必要**です。〈再掲〉
6. **物品購入費について、消耗品を除く備品の購入に配分金を充てられる場合は、あらかじめ事務局までご相談ください。**
7. **以下のものは収支予算（様式 1-2）および収支決算書（様式 2-2）に記載することはできません。**
 - ・「懇親会・打ち上げ・反省会」等、当該事業の対象者や参加者が参加せず、担い手やゲスト講師のみでなされる交流に係る費用（ただし、事前の打ち合わせに係る費用は計上可能です）
 - ・対象者や参加者に配布される金券の購入費用（ただし、担い手に活動費として金券を渡す場合は、この限りではありません。）

7 共同募金運動への協力

事業実施の際にはチラシ・次第等に「**年末たすけあい配分事業**」と明記をお願いします。

また、配分が決定した団体は、10月1日から実施される赤い羽根共同募金運動及び12月から実施される年末たすけあい募金等へのご協力（街頭募金等）を可能な範囲でお願いします。

8 スケジュールまとめ

	【A 期間】	【B 期間】
1. 配分対象期間	令和 8 年 10 月 1 日（木） ～令和 9 年 3 月 31 日（水）	令和 9 年 4 月 1 日（木） ～令和 9 年 9 月 30 日（木）
2. 申込受付期間	令和 8 年 8 月 3 日（月） ～31 日（月）	令和 9 年 2 月 1 日（月） ～26 日（金）
3. 配分通知	令和 8 年 10 月上旬	令和 9 年 4 月上旬
4. 報告書提出期限	事業実施から 1 か月以内 ※提出時にはご予約下さい	
5. 配分金振込時期	毎月 15 日を報告書の締日とし、当該締日の属する月の末日まで	

社会福祉法人 横浜市神奈川区社会福祉協議会
〒221-0825
横浜市神奈川区反町 1-8-4 はーと友神奈川 1F
電話：045-311-2014 / FAX：045-313-2420
メール：info@kanakushakyo.com

